

議員提出議案第2号

大阪市におけるカジノを含む統合型リゾート施設（IR）誘致についての
住民投票に関する条例案

本案を別紙のとおり提出する。

令和4年2月10日

大阪市会議長 丹 野 壮 治 様

提 出 者

北 野 妙 子	森 山 よしひさ	前 田 和 彦
多賀谷 俊 史	川 嶋 広 稔	福 田 武 洋
新 田 孝	木 下 吉 信	足 高 將 司
加 藤 仁 子	有 本 純 子	永 井 啓 介
花 岡 美 也	石 川 博 紀	太 田 晶 也
武 直 樹	田 中 ひろき	松 崎 孔
荒 木 幹 男		

(別紙)

大阪市におけるカジノを含む統合型リゾート施設（ＩＲ）誘致についての 住民投票に関する条例

(目的)

第１条 この条例は、大阪市が特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）により誘致しようとしているカジノを含む統合型リゾート（ＩＲ）（同法第２条第１項の特定複合観光施設をいう。）の誘致（以下「本件誘致」という。）について、市民の賛否を明らかにし、その意思を反映させることを目的とする。

(住民投票)

第２条 前条の目的を達成するため、本件誘致に対する賛否について住民による投票（以下「住民投票」という。）を行う。

(住民投票事務の執行)

第３条 住民投票に関する事務は、市長が執行する。

２ 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の２の規定に基づき、協議により、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を大阪市選挙管理委員会に行わせることができる。

(住民投票の実施等)

第４条 住民投票は、この条例の公布の日から起算して60日以内に実施しなければならない。

２ 住民投票の期日（以下「投票日」という。）は、市長が定める日曜日とし、投票日の14日前までに告示しなければならない。

(投票資格者等)

第５条 住民投票において投票を行う資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、前条第２項の規定による告示の日の前日において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第９条第２項の規定により、大阪市の議会の議員及び市長の選挙権を有する者（同法その他の法令により選挙権を有しない者を除く。）とする。

２ 市長は、投票資格者名簿を作成しなければならない。

(投票の方法)

第６条 投票は、１人１票に限り、秘密投票とする。

２ 投票資格者は、投票日に自ら投票所に行き、投票資格者名簿又はその抄本との対照を経て、投票しなければならない。

３ 前項の規定にかかわらず、投票日に自ら投票することができないと見込まれる投票資格者は、規則で定めるところにより期日前投票又は不在者投票をすることができる。

４ 投票資格者は、本件誘致に賛成するときは投票用紙の賛成欄に○の記号を、これに反対するときは反対欄に○の記号を自ら記載して、投票用紙を自ら投票箱に入れなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、投票資格者は、規則で定めるところにより点字投票をすることができる。点字投票を行う場合においては、投票資格者は、本件誘致に賛成するときは賛成と、これに反対するときは反対と投票用紙に自ら記載するものとし、投票用紙を自ら投票箱に入れなければならない。

6 前2項の規定にかかわらず、心身の故障その他の理由により、投票用紙に○の記号を自ら記載すること又は投票用紙を自ら投票箱に入れることができない投票資格者は、規則で定めるところにより代理投票をすることができる。

7 投票用紙には、投票資格者の氏名を記載してはならない。

(投票の秘密保持)

第7条 投票資格者は、その投票した内容を陳述する義務はない。

(投票の効力)

第8条 投票の効力の決定に当たっては、次条の規定に違反しない限りにおいて、投票した投票資格者の意思が明確であれば、その投票を有効とする。

(無効投票)

第9条 次の各号のいずれかに該当する投票（第6条第5項の規定による点字投票によるものを除く。）は、無効とする。

(1) 所定の投票用紙を用いないもの

(2) ○の記号を賛成の記載欄及び反対の記載欄のいずれにも記載したもの

(3) ○の記号以外の事項を記載したもの

(4) ○の記号を賛成の記載欄又は反対の記載欄のいずれに対して記載したかを確認し難いもの

2 第6条第5項の規定による点字投票については、次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

(1) 所定の投票用紙を用いないもの

(2) 賛成及び反対のいずれも記載したもの

(3) 賛成及び反対の記載以外の事項を記載したもの

(4) 賛成及び反対のいずれを記載したかを確認し難いもの

(投票及び開票)

第10条 投票所、投票時間、投票立会人、代理投票、点字投票、不在者投票、期日前投票その他住民投票及び開票に関しては、公職選挙法、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）に定める市長選挙の例により、規則で定める。

(投票結果の告示)

第11条 市長は、住民投票の結果が判明したときは、速やかにこれを告示するとともに市議会議長に通知しなければならない。

(投票結果の尊重)

第12条 市長及び市議会は、本件誘致にあたって、賛成の投票の数又は反対の投票の数のいずれか過半数の意思を尊重しなければならない。

(情報の提供)

第13条 市長は、市民が賛否を判断するために必要な広報活動を行うとともに、情報の提供に努めなければならない。

2 前項の広報活動及び情報提供は、客観的中立的に行うものとする。

(投票運動)

第14条 住民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、買収、脅迫等により市民の自由な意思が制約され、又は不当に干渉されるものであってはならない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

I R 区域整備計画の議案審議に当たり、市民の意向を確認する「諮問型」の住民投票を行うため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する。